

## 管路設計付水道工事発注方式（小規模簡易DB方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、我孫子市水道局が発注する水道工事において、効率的かつ合理的な水道工事を実施するため、管路設計付水道工事発注方式（小規模簡易DB方式）（以下「DB方式」という。）により発注する場合に際し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）小規模簡易DB方式 発注者が概算数量にて積算して発注し、契約後、受注者の現地調査及び設計成果に基づき設計変更を行う手法をいう。
- （2）概算数量 詳細設計を行わずに作成した簡易な設計図や標準的な定規図を使用して算出した数量等をいう。
- （3）設計図書 受注者が、契約後に行う測量及び試掘等の現地調査結果を基に作成する設計図や数量計算書等をいう。
- （4）承諾図書 受注者から提出された設計図書のうち、発注者の承諾を得たものをいう。

（対象工事）

第3条 DB方式は、発注主管課が認める工事を対象とする。

（参加対象者）

第4条 DB方式の参加対象者は、我孫子市水道局公募型競争入札（建設工事）実施要綱第3条第1項に定める要件を満たす者とする。

（入札参加者への周知）

第5条 DB方式により発注する場合は、入札公告時、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）DB方式によるものであること。
- （2）概算数量に基づく設計であること。
- （3）設計図書の作成を要するものであること。

（発注図書）

第6条 DB方式により発注する場合における発注図書は、次に掲げるものとする。

- （1）概算数量に基づき積算した工事概算設計書
- （2）位置図、概略平面図、標準断面図及び舗装復旧図等の概略設計図

(現場調査及び設計図書の作成)

第7条 受注者は、発注図書に基づき工事現場の測量及び試掘等の現地調査を実施し、その結果を基に当該工事の設計図書を作成するものとする。

(承諾図書)

第8条 発注者は、受注者から提出された設計図書を審査し、承諾図書として定めるものとする。

(施工)

第9条 受注者は、前条の承諾図書に基づき工事を実施する。ただし、施工に伴い内容の変更が生じたときは、「我孫子市土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」に基づき発注者と協議すること。

(設計変更)

第10条 設計変更は、承諾図書の確定に基づき行う。なお、内容変更による数量の増減が生じているものについては、発注者及び受注者が合意した数量により設計変更を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上これを定める。

附 則 (令和6年5月24日我水工第217号局長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。